

当金庫で初めて口座を開設される法人や個人事業主等のお客さまへのお願い

近年、法人（以下、個人事業主、団体等を含みます。）口座を悪用したマネー・ローンダリング等の犯罪が全国的に多発し、社会的にも大きな問題となっております。日新信用金庫では、こうした犯罪を未然に防止するため、法人口座の新規口座を開設されるお客さまに下記事項をご確認させていただいております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1. 口座の開設は最寄りの本支店でお手続きください。
2. 口座開設に先立ち、当金庫所定のお取引確認書のご提出をお願いします。
3. お取引確認書のご提出時には法人を証する書類、法人代表者や実質的支配者、個人事業主の本人確認書類の原本をご提示ください。受付店でコピーさせていただきます。
4. お取引確認書のご提出後、当店担当者が事務所や工場などの営業拠点にお伺いして、代表者の方に事業内容などについてお伺いさせていただきます。
5. お申込みから口座開設までに、1か月程度を要することがあります。なお、当金庫の総合的判断としてお取扱いできない場合もございますので、予めご了承願います。
6. 受付店が取得したお取引確認書や資料（公的書類のコピーなど）は、返却いたしません。

《法人の範囲とご提出いただく資料》

- ① 商業登記された法人は、履歴事項全部証明書（発行日から6か月以内のもの）が必要となります。
- ② 許認可を必要とする業種やNPO法人など国・地方公共団体等の認証を受けた法人は、認証を証する書類の写しをご提出ください。
- ③ 登記されていない団体等（任意団体）の場合は、活動目的や組織実態の把握のため定款や規約などのほか議事録などもご提出願います。
- ④ 以上のほか、法人設立に関する定款、株主名簿、決算書、仕入先からの請求書など、また、営業拠点がビルやマンションの1室などの場合は不動産賃貸契約書など、別途ご提出をお願いすることがございます。

《個人事業主のお客さま》

- ① 個人事業主のお客さまには、本人確認書類のほか、必要に応じて法人に関する資料と同様に、事業実態などの確認のための資料のご提出をお願いすることがございます。
- ② 屋号名義による口座開設は、新規の取扱いを中止しています。個人名義での口座開設をお願いします。